

# 鷹栖町ゼロカーボンハウス化補助金について

鷹栖町では、新エネルギー(再生可能エネルギーを含む。)の利用と省エネルギー化を促進するとともに、温室効果ガス排出量の削減を図るため、木質バイオマス燃焼機器を購入する方及び既存住宅の断熱改修を施工する方等に対する補助金を交付します。

## 【対象になるもの】

### ① 木質バイオマス等燃焼機器

- \*ペレット、チップ、薪を燃料として利用したストーブ又はボイラー
- \*未使用、かつ、中古品でないもの

### ② 窓の断熱改修

- \*改修後の窓の熱貫流率が次に定める基準を満たしているもの

ガラス交換	内窓設置	カバー工法	外窓交換
Uw1.9以下	Uw1.9以下	Uw1.9以下	Uw1.9以下

- \*断熱改修の施工に要する費用の合計が20万円以上(消費税及び地方消費税除く。)であるもの。
- \*窓は未使用、かつ、中古品でないもの

ただし、次の費用については、断熱改修の施工等に要する費用から控除する。

- 介護保険法に基づく、住宅改修費
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、住宅改修費
- 国、都道府県又は市町村から住宅改修工事費用として交付される補助金、交付金又は補償費等

## 【対象者】

- \*「町内に住所を有する者」であり…
- \*「自ら居住する住宅に、上記①を設置する者又は②を施工する者」であり…
- \*「(②の場合は)町が主催する断熱講演会に参加した者(又は環境省家庭工コ診断制度『うち工コ診断WEBサービス』による自己診断を実施した者)、北海道ゼロチャレ！家計簿(家庭のCO2排出量見える化アプリ)」を活用した者」であり…
- \*「鷹栖町町税等の滞納者に対する行政サービス制限措置に関する条例(平成30年条例第2号)に規定する町税等を滞納していない者」が対象になります。

## 【補助金額】

- ① 木質バイオマス等燃焼機器：購入費用の1/3（上限5万円）
- ② 窓の断熱改修：施工費用の1/5（上限20万円）

## ■申請に必要な書類

- A 鷹栖町ゼロカーボンハウス化補助金交付申請書(別記様式第1号)
- B 町税等納付状況調査同意書(鷹栖町町税等の滞納者に対する行政サービス制限措置に関する条例施行規則(平成30年規則第4号)別記様式第1号)
- C 仕様書又は性能証明書
- D 見積書又は契約書の写し
- E 住宅の位置図
- F 設置予定又は施工場所の着手前の現況写真
- G (断熱改修を施工する場合)町が主催する断熱講演会に参加したことが分かるもの又は環境省家庭工コ診断制度「うち工コ診断WEBサービス」による自己診断を実施したことが分かるもの

⇒決定通知書を通知しますので、届いてから作業開始してください。

(内容に変更がある場合は、変更申請書を提出してください。)

## ■実績報告に必要な書類 ※設置又は断熱改修を完了した日から起算して30日以内に報告してください。

- A 鷹栖町ゼロカーボンハウス化補助金実績報告書(別記様式第5号)
- B 性能規定を満たしていることが確認できる書類
- C 領収書の写し
- D 木質バイオマス等燃焼機器の設置又は断熱改修施行が確認できる写真

⇒確定通知書を通知しますので、同封する請求書により補助金の請求をしてください。

- ・偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- ・補助金を他の用途に使用したとき
- ・この規則又は補助金の交付条件に違反したとき

上記に該当する場合は「補助金交付決定の取り消し」「補助金返還」となります。

«お問合せ先»

鷹栖町まちづくり推進課企画政策係

0166-74-3831

Fax 0166-87-2850

✉ kikaku4@town.takasu.lg.jp